

要 旨

国立公文書館では、目録の公開と利用の促進のために、「国立公文書館デジタルアーカイブ」(以下、DA)を運営している。これについて、デジタル化推進という社会背景のもと「魅力ある新国立公文書館の展示・運営の在り方に関する検討会(第5回)」において、今後の「課題と対応」の一つとして、「ユニバーサルデザインへの対応」が提示され、具体例として「機械可読化」など、近年、他機関で実用化が進む取組が挙げられた。

しかし、ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべての人が使いこなすことのできる製品や環境などのデザインを旨とする概念である。よって「機械可読化」以外の選択肢もあり、以前から総務省が公的機関に求めているウェブアクセシビリティの改善もこれに含まれると考える。このような課題意識のもと、本稿では、まず、ユニバーサルデザインの概念を確認し、アクセシビリティとユーザビリティの二つの要素から、利用者が情報を得るために必要なことを検討することとした。続いて法制度と規格、ガイドラインを確認した結果、法制度では障害者差別解消法等「障害者」、デジタル社会基本法等「デジタル社会」の2点から、公的機関である国立公文書館は、アクセシビリティの取組が求められていることを確認した。また、具体的な取組としてアクセシビリティに関するガイドライン・規格である、総務省のみんなの公共サイト運用ガイドラインと JIS X 8341-3 を確認した。次に、DA のこれまでの取組を確認し、これまでは「いつでも」「どこでも」「誰でも」「自由に」「無料で」というコンセプトで運営されてきたが、「誰でも」については多様性に応じた利用者像について再検討が必要であることを確認した。続いて他機関の事例を確認し、障害者を含む多様な利用者像を具体化し組織全体でアクセシビリティを策定・公開すること、デジタル化資源の活用とアクセシビリティ・ユーザビリティの向上についての取組を確認した。

以上により、DA におけるユニバーサルデザインの今後の取組については、まず、システム構想において、利用者の多様性を考慮すること、次に組織全体でウェブアクセシビリティの方針を策定・公開することを提言し、新しい利用者像を提案したうえで、一例としてトップページの検証をした。また、障害の有無、年齢等に関わらず、すべての利用者が、DA にアクセスできるだけでなく、求めている資料にたどりつき、情報を得るためには、DA の取組だけでは完結せず、他部門・他機関との協同が必要であり、あわせて今後の課題とした。